

広島県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年三月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市河内町中河内字大道山一〇一九二番一地从先から	東広島市河内町中河内字大道山一〇一九二番一地从先から	旧	六・九〇〇 五・四〇〇	三六二・五〇	
東広島市河内町中河内字高田一二三五番一地从先まで	東広島市河内町中河内字高田一二三五番一地从先まで	新	一一・三〇〇 三四・六〇〇	三五五・八〇	拡幅 一部県道瀬野 川福富本郷線 と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市河内町中河内字大道山一〇一九二番一地从先から	東広島市河内町中河内字大道山一〇一九二番一地从先から	旧	七・二〇〇 三・一〇〇	二七二・一〇	
東広島市河内町中河内字山居九九九番一地从先まで	東広島市河内町中河内字山居九九九番一地从先まで	新	一三・一〇〇 三五・四〇〇	二七二・五〇	拡幅 一部一般国道 四三二号と重 複